

2月訂正版

団体割引適用・健康相談サービス無料付帯

ふくしまっ子子ども総合補償制度

<小・中学生総合補償制度> 安心生活総合補償特約付帯普通傷害保険+医療保険(1年契約用)
(A・B・C・Dプラン) (Aプラン)

元気すぎても心配、
病気も心配、の親心を支えます。



福島県PTA連合会に加盟している
小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、
希望者が任意にご加入いただけます。

ご加入後は解約の
お申し出がない限り、
中学校卒業まで
自動的に継続
されます。

保険料は
個別で加入する
場合に比べて
20%割安^(注)

(注)上記の割引率は、この制度の被保険者数によっては、
今後変更となる場合があります。

「福島県PTA安全互助会補償制度」と「ふくしまっ子子ども総合補償制度」の違い

- 福島県PTA安全互助会補償制度は、学校単位に加入していただけます。PTA行事活動中と学校管理下外のケガと賠償事故を補償します。事故報告は、各学校を通じて、PTA連合会に報告いただけます。
- 「ふくしまっ子子ども総合補償制度」は、希望者のみ、任意に加入していただけます。24時間・365日のケガと賠償事故等を幅広く補償します。お子さま1人につき、1契約となります。事故報告は、専用のコールセンターに直接ご連絡いただけますので安心です。

ふくしまっ子子ども総合補償制度では、スポーツ振興センターの災害共済給付制度や安全互助会補償制度の支払いにかかわらず保険金をお支払いします。

日本スポーツ振興センター
災害共済給付制度

福島県 PTA
安全互助会補償制度
単位 PTA (学校) で一括加入
(全員が自動的に補償の対象)

ふくしまっ子
子ども総合補償制度

個人での任意加入

給付または補償される活動範囲	学校の授業中、在校中、 登下校中 等	条件によって制限されます。	24 時間・365 日
給付または補償を受けられる方の範囲	学童		学童 個人賠償責任補償は同居の家族を含む
学校の休憩時間に、グラウンドで転んで骨折した。	○	×	○
修学旅行中にケガをした。	○	×	○
登下校中に車にはねられ骨折した。	○	○	○
学校外で行われた PTA 主催のお祭りでケガをした。	×	○	○
放課後、サッカーをしていてケガをした。	○※1	○	○
休日に自転車運転中、転倒して左足を骨折した。	×	○	○
熱中症や食中毒で入院した。	○	○※2	○
O-157 や新型コロナウイルスに感染し入院した。	○	×	○
地震や津波でケガをした。	×	×	○
自転車で他人にぶつかり、ケガをさせた。	-	○	○
自転車で駐車中の車にぶつかり車を傷つけた。	-	○	○
放課後に野球をしていて近所の窓ガラスを割った。	-	○	○
山で遭難して捜索してもらった。	×	-	○ (A,B,C プランのみ)
扶養者がケガにより死亡した。(育英費用補償)	×	-	○ (A,B,C プランのみ)
携行品に損害が発生した。	×	-	○ (A,B プランのみ)
病気により入院した。	○※1	-	○ (A プランのみ)

※1 事例によっては対象にならない場合があります。 ※2 学校管理下外の場合は、2021年4月始期より補償する予定です。

申込締切日 令和3年3月15日(月)(消印有効)

補償期間 令和3年4月1日～令和4年4月1日(1年間)

同封の加入依頼書へ必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて取扱代理店宛にご郵送ください。

お申込みの詳細については裏表紙をご覧ください。

団体契約者:福島県PTA連合会 引受保険会社:共栄火災海上保険株式会社

スマホ
で確認



商品説明は
動画でもご覧いただけます。

お子さまの24時間を

ポイント1

団体割引20%
個人加入に比べて、
割安な保険料で加入
できます。

ポイント2

全プランに付帯の日常
生活個人賠償責任補償
では、**示談交渉サービス**
をご利用いただけます。

ポイント3

**ケガの補償は、
学校内外・国内外を
問わず24時間・365日
補償**されます。

保険料に制度運営費200円を加算した金額が口座から引き落とされます。

補償内容一覧		A プラン	B プラン
年間掛金(年1回払)		15,000円	10,000円
保険料	4月補償開始(1年間)	14,800円	9,800円
制度運営費		200円	
傷害補償	入院保険金日額	3,000円	2,500円
	通院保険金日額	1,500円	1,250円
	手術保険金	入院中: 3万円 入院外: 1.5万円	入院中: 2.5万円 入院外: 1.25万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 5.2~130万円	後遺障害の程度に応じて 約3.3~84.5万円
	死亡保険金	130万円	84.5万円
	特約による追加補償		
	熱中症	○	○
	食中毒	○	○
	天災(地震・噴火・津波)	○	○
	特定感染症	○	○
日常生活個人賠償責任補償		3億円	2億円
被害事故補償		1,000万円	1,000万円
救援者費用		300万円	200万円
育英費用補償		100万円	50万円
携行品損害補償		10万円 (自己負担額3,000円)	10万円 (自己負担額3,000円)
医療補償	疾病入院保険金日額	3,000円	—
	疾病手術・放射線治療保険金	1.5/3/6/12万円	—

(注1)○印で補償する場合の保険金額は傷害補償の保険金額と同額です。

※特定感染症補償特約では死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象になりません。

(注2)上記の各プランは、加入者数1,000名以上の場合の団体割引20%を適用したものです。加入者数が1,000名に達しなかった場合には割引率が変更となり、保険金額が変更となりますのであらかじめご了承ください。

(注3)適用される割引率は前年度の加入者数により毎年見直されるため、翌年度以降、割引率が変更となる場合があります。

安心補償でつつみます。

※事故状況により保険金が支払われないこともありますので、事故に遭われた場合には必ず引受保険会社までお問い合わせください。

ポイント4

熱中症・食中毒・
特定感染症・天災による
ケガも、すべてのプラン
で補償されます。

ポイント5

ご加入後は解約の
お申し出がない限り、
中学校を卒業されるまで
自動継続されます。

C プラン	D プラン
7,500円	5,000円
7,300円	4,800円
200円	
1,800円	1,400円
1,000円	700円
入院中:1.8万円 入院外:0.9万円	入院中:1.4万円 入院外:0.7万円
後遺障害の程度に応じて 約2.5~64万円	後遺障害の程度に応じて 約1.7~44.5万円
64万円	44.5万円
○	○
○	○
○	○
○	○
1億円	1億円
1,000万円	—
100万円	—
25万円	—
—	—
—	—
—	—

保険金の請求方法

まず事故発生の際は
共栄火災の専用コールセンター
にご連絡ください。

1

24時間365日事故受付サービス
0120-693-261【通話料無料】

※万一事故が発生したときは、すみやかに共栄火災
までご連絡ください。

保険金請求書類をお送りします。

2

共栄火災から保険金請求書類が郵送されます
ので、必要事項をご記入のうえご返送ください。
なお、事故内容(傷害・賠償等)によって提出いた
だく書類は異なります。傷害事故の保険金請求額
が10万円以下の場合、原則として診断書では
なく、入院・通院申告書および診察券(写)・領収書
等の提出によりご請求いただくことができます。

保険金のご請求について
アドバイスします。

3

必要に応じて専任スタッフが①事故日時②事故
が起きた場所③事故状況④おケガの状態や
損害額について聴取の上、保険金の請求方法
などについて親切丁寧にアドバイスいたします。

保険金がスピーディーに
送金されます。

4

必要書類受付後、原則30日以内に
ご指定の口座へ送金されます。(保
険料のご入金確認後となります。)



ケガをした

傷害補償 (A・B・C・Dプラン) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが、学校内外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合、入院保険金・通院保険金をはじめ手術保険金・後遺障害保険金・死亡保険金が支払われます。(国内外を問わず24時間補償されます。)



Q PTAの行事中の事故は学校で加入している「PTA安全互助会制度」から給付されるとのことですが、その場合この「ふくしまっ子ども総合補償制度」にも請求できるのですか？

A もちろん請求いただけます。傷害補償は24時間さまざま事故でケガをされた場合に補償されますので、他の制度(PTA安全互助会制度や日本スポーツ振興センターによる災害共済、簡易保険などの保険)の給付に関係なく別枠でお支払いいたします。

例えばこんな事故が…

Aプランご加入の場合

● 休日、交差点で車に巻き込まれ足を負傷した。
入院150日／通院10日／入院中の手術／後遺障害4%

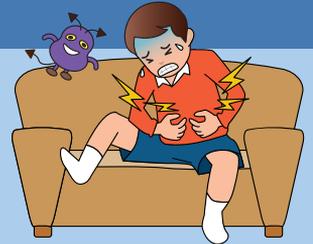
お支払い額 **547,000円**

● クラブ活動の帰り自転車で走行中、転倒し骨折した。
入院10日／通院20日／入院中の手術

お支払い額 **90,000円**

追加補償

熱中症・食中毒・特定感染症・天災補償 (A・B・C・Dプラン)



● 熱中症補償特約

お子さまが熱中症(日射病・熱射病)になった場合に、入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。

● 食中毒補償特約

お子さまが学校の管理下中に、食中毒になった場合に、入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。特定感染症に該当しないサルモネラ菌や腸炎ビブリオ菌等による食中毒も補償します。

● 特定感染症補償特約

(「新型コロナウイルス感染症追加補償特約(特定感染症補償特約用)」が自動付帯されます。)

特定感染症および新型コロナウイルス感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金が支払われます。(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象となりません。)

● 天災補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガに対して入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。

※特定感染症とは……「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類から三類感染症に定められた疾病。O-157をはじめ、ペスト、腸チフス、コレラなどが対象となります。(令和2年12月現在)

★新型コロナウイルス感染症(「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。)(は、令和2年12月現在特定感染症ではありませんが、「新型コロナウイルス感染症追加補償特約(特定感染症補償特約用)」により特定感染症と同様に補償対象となります。

例えばこんな事故が…

Aプランご加入の場合

● O-157に感染して5日間入院した。

お支払い額 **15,000円**

● クラブ活動で運動中に熱中症になり、7日間入院した

お支払い額 **21,000円**

友達にケガをさせた・友達の物をこわした

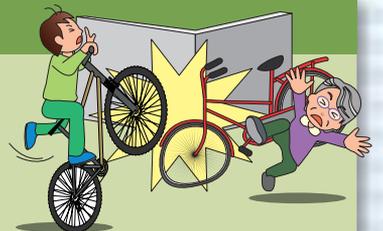
日常生活個人賠償責任補償 (A・B・C・Dプラン)

(示談交渉サービス付)(「日常生活個人賠償責任補償特約の受託品・記録情報等補償拡大特約」付帯)

お子さまや同居するご家族の方が日常生活に起因する偶然な事故により他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金や慰謝料、訴訟費用が支払われます。(ただし、自動車やバイク等による事故は対象外です。)

※お子さまの受託品の損壊や情報機器等に記録された情報の損壊等も補償の対象となります。

※学校等の管理下で発生した事故や、スポーツ中(クラブ活動やスポーツ大会中)の事故で、お子さまに法律を逸脱した行為がない場合などは、法律上の損害賠償責任が発生しません。(法律上の損害賠償責任が発生しない場合には、保険金支払の対象になりません。)



示談交渉サービス

日常生活個人賠償責任補償特約(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

ご注意ください

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

Q ケガの補償は加入した子ども本人だけとのことですが、兄妹でそれぞれ加入した場合(兄:Aプラン、妹:Bプラン)の賠償責任補償の補償額はどうなりますか？

A 複数でご加入の場合は、それぞれのプランの合計額が、一つの事故に関する補償額(お支払いの限度額)となります。この場合のご家族の賠償責任補償額はAプラン3億円+Bプラン2億円=5億円となります。

※保険金のお支払いは、損害の額が限度となります。

(注)お子さま本人の同居の親族(本人から見て6親等内の血族)をいいます。

例えばこんな事故が…

● 塾の帰り、雨が降っていたので急いでいたところ自転車同士で衝突し、相手が頭蓋骨骨折で後遺障害が残った。
(相手方の損害額が、17,463,000円と算定され、相手の過失20%の場合、算定された相手方の損害額17,463,000円から相手の過失20%を除いた13,970,400円の損害賠償責任が発生します。)

お支払い額 **13,970,400円**

● 通学途中、あやまって蹴ったサッカーボールが近所の窓ガラスに飛び込み窓ガラスを割ってしまい、修理代金の算定が7万円となり支払った。

お支払い額 **70,000円**

※ケースによってお支払いできる範囲が異なります。

犯罪被害にあった

被害事故補償 (A・B・Cプランのみ) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが被害事故(ひき逃げ・通り魔・ストーカー)により、死亡、後遺障害またはケガをされた場合に、治療費、逸失利益、精神的損害などの金額を所定の方法により算出し、保険金としてお支払いします。ただし、加害者などから得た賠償金や各種法令に基づく給付金などがある場合は、その額を差し引いてお支払いします。

例えばこんな事故が…

- お子さまがひき逃げ事故により重傷(「後遺障害1級」の場合)を負った。

被害事故
治療費、逸失利益……7,000万円と算定された場合
自賠責保険からの支払額……3,000万円
7,000万円- 3,000万円=4,000万円
被害事故補償は、1,000万円までを補償します

お支払い額 **1,000万円**



登山中に遭難した

救援者費用等補償 (A・B・Cプランのみ) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが遭難した場合などでお子さまのご親族が負担した捜索・救助費用等に対して保険金をお支払いします。

例えばこんな事故が…

- お子さまが登山中に遭難し、捜索してもらった。ご両親がかけつけて交通費がかかった。

捜索・救助費用……950,000円
交通費……30,000円

お支払い額 **980,000円**



扶養者の方が不慮の事故にあった

育英費用補償 (A・B・Cプランのみ) ご加入のお子さまの扶養者の方が対象です。

お子さまの扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または重度の後遺障害が生じた場合に、お子さまの学業生活に必要な学費などを育英費用として育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

例えばこんな事故が…

Aプランご加入の場合

- お父さま(扶養者の方)が事故により両眼を失明した。

お支払い額 **100万円**



外出先で自分の持ち物が偶然な事故でこわれてしまった

携行品損害補償 (A・Bプランのみ) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが家族旅行や学校の遠足で偶然な事故によりご自身のカメラを壊したり、カバンを破損したなどの場合にその修理費もしくは時価額を保険金額を限度としてお支払いします。

※自己負担額は1回の事故につき3,000円です。
※保険期間を通じて、携行品損害保険金額が限度となります。
※保険の対象とならない物があります。裏面の「補償内容」にてご確認ください。
※置き忘れ、紛失は保険金支払の対象になりません。

例えばこんな事故が…

- お子さまが自分のカメラを外出先で落とし壊れたため修理した。

携行品損害
カメラの時価額……30,000円と算定された場合
カメラの修理額……20,000円と算定された場合

お支払い額 20,000円-3,000円= **17,000円**
(修理額) (自己負担額)



病気で入院した ※1日目から補償

医療補償 (Aプランのみ) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが入院を伴うような病気になってしまっても、日帰り入院*から最長60日まで補償します。また、手術をした場合には手術の内容などに応じて疾病手術・放射線治療保険金をお支払いします。

※日帰り入院とは、例えば夜中の3時に病院に運び込まれ、その日の夕方に退院した場合などが該当します。

例えばこんな事故が…

Aプランご加入の場合

- お子さまが虫垂炎になり、入院中に手術をして切除した。
入院7日間/手術(疾病入院保険金日額の20倍)

お支払い額 **81,000円**

◆ご加入の際には、親権者・保護者の方がお子さまの健康状態等に関するご質問にお答えいただく必要があり、お子さまの過去の傷病歴や現在の健康状態などによりご加入をお断りすることがあります。



補償内容

補償内容	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金 被保険者(※1)が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険契約者、ご加入依頼者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為によるケガ ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患・疾病・心神喪失による事故の場合(例えば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒してケガをされた場合等) ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(※6)
	後遺障害保険金 被保険者(※1)が事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)保険期間を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)のないもの (*)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	入院保険金 被保険者(※1)が事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	・戦争、内乱、暴動などによるケガ(※6)
	手術保険金 被保険者(※1)が事故によりケガ(※2)をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術(※3)を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合、入院保険金日額×10 ②左記①以外の手術の場合、入院保険金日額×5 (注1)入院中とは、事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。 (注2)1事故によるケガについて、事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注3)「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。(単なる縫合術は対象となりません。)	・戦争、内乱、暴動などによるケガ(※6)
	通院保険金 被保険者(※1)が事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされ、所定の部位(※7)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等(※8)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	・戦争、内乱、暴動などによるケガ(※6)
特約	育英費用保険金 加入者証に記載された扶養者(※4)の方が事故によりケガ(※5)をされ、そのケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または身体に重度の後遺障害(両眼が失明したとき・咀嚼くおおよび言語の機能を廃したとき・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するときなど)が生じた場合に育英費用保険金額の全額をお支払いします。(A・B・Cプランのみ) (注)他の保険契約等から保険金または共済金支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。なお、他の保険契約等をご契約されている場合、保険金の支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等のうち最も高い保険金額となります。	上記の「保険金をお支払いできない主な場合」の他、扶養者の方が死亡されたとき、または重度の後遺障害が生じたときに、扶養者の方が被保険者を扶養していない場合 など
	被害事故補償保険金 被保険者(※1)が犯罪事故やひき逃げにより、死亡されたり、身体に後遺障害が生じたり、またはケガをされた場合に、逸失利益や精神的損害等の損害額を所定の方法により算出し、1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度としてお支払いします。なお、被害事故補償保険金は死亡、後遺障害、入院、手術、通院の各保険金とは別にお支払いします。(A・B・Cプランのみ) (注1)賠償義務者から取得した損害賠償金や各種法令に基づく給付がある場合には、その合計額を損害額から差し引いた額を被害事故補償保険金額を限度にお支払いします。 (注2)上記(注1)のほか、損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、すでに取得したものがある場合には、その取得した給付額または評価額を損害額から差し引きます。	・被害事故を教唆(おしえそそのかすこと)または補助(手助けをすること)する行為 ・被害事故を容認する行為 ・過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等被害事故を誘発する行為 ・被害事故に関連する著しく不正な行為 ・被保険者の配偶者または親族から受けた被害事故 ・戦争、内乱、暴動などによる事故の場合(※6) など
	特定感染症 被保険者(※1)がO-157などの特定感染症および 新型コロナウイルス感染症(*) により上記の後遺障害、入院および通院の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(全プラン補償) (*)【新型コロナウイルス感染症追加補償特約(特定感染症補償特約用)】が自動付帯されます。	・保険責任の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(継続契約は除きます。) ・戦争、内乱、暴動などによる事故の場合(※6) など
	熱中症 被保険者(※1)が熱中症(日射病・熱射病)により上記の死亡、後遺障害、入院、手術および通院の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(全プラン補償)	
	天災 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により、被保険者(※1)がケガをされ、上記の死亡、後遺障害、入院、手術および通院の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(全プラン補償) また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により、加入者証に記載された扶養者(※4)の方がケガをされ、上記の育英費用の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(A・B・Cプランのみ)	
	食中毒 被保険者(※1)が在籍する学校の管理下にある間に食中毒により上記の死亡、後遺障害、入院、手術および通院の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(全プラン補償)	
	日常生活個人賠償責任保険金 (示談交渉サービス付) 次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。ただし、受託品の事故については被害受託品の時価を超えないものとします。また、情報機器等に記録された情報の滅失、損傷または汚損については、500万円または日常生活個人賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。なお、臨時費用、訴訟費用、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用もお支払いします。(全プラン補償) ○お子さま(被保険者※1)ご本人の居住の用に供される住宅(敷地内の動産および不動産を含みます。)の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 ○被保険者(※1)の日常生活に起因する偶然な事故 (注1)他の保険契約等から保険金または共済金支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。 (注2)臨時費用とは、被害者が死亡したり、医師の治療を受けるために20日以上入院したときに、被保険者が臨時に必要とする費用をいい、以下の額を限度にお支払いします。 ①被害者が死亡した場合…………… 1回の事故・被害者1名につき10万円 ②被害者が20日以上入院した場合… 1回の事故・被害者1名につき2万円 ○お子さま(被保険者※1)ご本人が居住する住宅内に保管中またはご本人が一時的に住宅外で管理中の受託品(日本国内においてお子さま(被保険者※1)ご本人が受託した財物の損壊、紛失、盗取) (注)次の物は受託品には含まれませんのでご注意ください。 携帯電話、ノートパソコン、携帯ゲーム機、携帯オーディオプレーヤー、自転車、通貨、有価証券、貴金属、美術品、自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、ビッケルなどの登山道具を使用する山岳登山などの危険な運動を行っている間の当該運動等のための用具、動植物、建物(付属設備および付属建物も含む)、公序良俗に反する物 など	・保険契約者、ご加入依頼者、被保険者の故意による損害賠償責任 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※6) ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任(受託品に関する事故を除き、被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。また、お子さま(被保険者)本人のアルバイト・インターンシップに起因する損害賠償責任は補償対象になります。) ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 *自動車は受託品の対象とはなりませんが、自動車の中にある受託品については、自動車の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任であっても、保険金をお支払いします。 ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 など

補償内容	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いできない主な場合																												
携行品損害保険金	<p>被保険者(※1)の居住の用に供される住宅外で被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により損害を被った場合に、1回の事故につき携行品損害保険金額を限度に被害物の時価を基準に算定した損害額および損害の防止に要した費用などから、1回の事故につき3,000円(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。ただし、携行品1個、1組または1対につき10万円、現金・乗車券等について合計して5万円を限度とします。(A・Bプランのみ)</p> <p>(注1)有価証券、自動車、自転車、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、携帯電話、ノート型パソコン、サーフボード、ラジコン模型、動・植物などは保険の対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>(注2)複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、ご加入依頼者、被保険者の故意または重大な過失による損害 ・けんかや自殺・犯罪行為による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・携行品の变色、自然の消耗またはねずみ食い等による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ・携行品の擦り傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷 ・戦争、内乱、暴動などによる事故の場合(※6) など 																												
特約 救護者費用等保険金	<p>被保険者(※1)が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用(捜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用等)を負担した場合、通常負担する費用相当額を救護者費用等保険金額を限度にお支払いします。(A・B・Cプランのみ)</p> <p>(1)被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>(2)急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(3)被保険者の居住の用に供される住宅外でケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(注1)複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間(保険のご契約期間)を通じて救護者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が負担された費用を超えるときは、(※11)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者(※1)、保険金受取人の故意または重大な過失による費用 ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる費用 ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による費用 ・脳疾患、疾病、心神喪失による費用 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動などによる費用(※6) ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)のないもの (*)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 ・ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ など 																												
医療(Aプランのみ補償)	<p>被保険者(※1)が病気の治療を直接の目的として保険期間中に病院または診療所へ入院された場合、入院日数1日につき、疾病入院保険金日額をお支払いします。(支払限度期間(※)60日)</p> <p>(注)疾病入院保険金の支払いを受けられる期間中に他の病気を発病しても、重複して疾病入院保険金をお支払いできません。</p> <p>(※)医療保険(Aプランの場合)の「入院保険金支払限度期間」について(入院保険金支払限度期間60日の場合)</p> <p>【例1】継続して60日入院し退院されたとき</p> <table border="1" data-bbox="207 1064 542 1198"> <tr> <td>最初の入院開始日</td> <td>退院日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">入院日数60日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">入院保険金支払限度期間は最初の入院開始日から60日間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※入院保険金は60日分の支払いとなります。</td> </tr> </table> <p>【例2】継続して10日入院し退院、退院後30日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して50日間入院されたとき</p> <table border="1" data-bbox="574 1064 1085 1198"> <tr> <td>最初の入院開始日</td> <td>退院日</td> <td>再入院日</td> <td>退院日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①入院日数10日</td> <td colspan="2">②①と同一の病気で再入院された場合入院日数50日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10日分支払</td> <td colspan="2">20日分支払</td> </tr> <tr> <td colspan="2">30日</td> <td colspan="2">30日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">入院保険金支払限度期間は最初の入院開始日から60日間</td> </tr> </table> <p>※入院日数の合計は60日ですが、入院保険金支払限度期間が60日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の10日分+②再入院日数の20日分(50日-30日)=合計30日分」の支払いとなります。</p>	最初の入院開始日	退院日	入院日数60日		入院保険金支払限度期間は最初の入院開始日から60日間		※入院保険金は60日分の支払いとなります。		最初の入院開始日	退院日	再入院日	退院日	①入院日数10日		②①と同一の病気で再入院された場合入院日数50日		10日分支払		20日分支払		30日		30日		入院保険金支払限度期間は最初の入院開始日から60日間				<p>1.以下の事由による身体障害を被った場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者、ご加入依頼者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの使用 ④戦争、内乱、暴動などによる事故の場合 ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故 ⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)のないもの <p>(*)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p>(※)ただし、④⑤⑥に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額または金額を削減して支払うことがあります。</p> <p>2.アルコール依存および薬物依存による入院、手術または死亡</p> <p>3.保険責任の開始日(継続契約の場合には最初の保険契約の保険責任の開始日)より前に発病した病気または発生した事故によるケガによって入院した場合、手術を受けた場合または死亡した場合(保険責任の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に入院を開始した場合、手術を受けた場合または死亡した場合は、保険金をお支払いします。) など</p>
最初の入院開始日	退院日																													
入院日数60日																														
入院保険金支払限度期間は最初の入院開始日から60日間																														
※入院保険金は60日分の支払いとなります。																														
最初の入院開始日	退院日	再入院日	退院日																											
①入院日数10日		②①と同一の病気で再入院された場合入院日数50日																												
10日分支払		20日分支払																												
30日		30日																												
入院保険金支払限度期間は最初の入院開始日から60日間																														
疾病手術・放射線治療保険金	<p>被保険者(※1)が病気の治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所で手術(※9)または放射線治療を受けられた場合(※10)、疾病入院保険金日額に次の①～④の倍率を乗じた額をお支払いします。</p> <p>(①)所定の重大手術:40倍、(②)①以外の手術で入院中の手術:20倍、(③)①・②以外の手術:5倍、(④)放射線治療:10倍。時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合はそのうち最も高い倍率)</p> <p>(注1)手術の種類によっては回数の制限があります。</p> <p>(注2)放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。</p> <p>(注3)保険契約の満了日以降の手術であっても、上記入院保険金が支払われる期間内に行われた手術であれば手術保険金の支払対象となります。</p>																													

(※1)被保険者(保険の補償を受けられる方)とは「加入されたお父さま」をいいます。ただし、日常生活個人賠償責任保険金の被保険者は「加入されたお父さま」と「加入されたお父さまの同居のご親族」となります。ご親族とは、お父さまご本人の6親等内の血族をいいます。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(※2)上記傷害における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、食中毒補償特約付帯により細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償の対象となります。

(※3)対象となる手術は以下の①②とします。

①公的医療保険制度に基づく(医科診療報酬点数によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし創傷処理、抜歯など、お支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※4)お父さま[被保険者(※1)]の親権者であり、かつ、お父さまの生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、お父さまの生計を支えている方で、加入時にご指定いただいた1名の方をいいます。

(※5)育英費用保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

(※6)条件付戦争危険等先責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害は補償の対象となります。

(※7)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

(※8)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

(※9)公的医療保険制度対象の手術、造血幹細胞移植および先進医療による手術をいいます。

(※10)お支払いの対象となる手術の例…創傷処理、デブリードマン、皮膚切開術、骨折の修復(非観手術の場合)など。

(注)お支払いの対象とならない手術は、医科診療報酬点数表の改定により、変更となることがあります。

(※11)・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害額(負担された費用)から他の保険契約等から支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(傷害保険の場合)

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガまたは特定感染症の程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日額等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、傷害保険では保険金支払の対象とはなりません。

(注)傷害保険の場合、特定感染症、熱中症(日射病・熱射病)および食中毒については、上記記載のそれぞれの特約にしたがって保険金支払の対象となります。

ご注意

- ・お支払いいただいた保険料のうち、医療保険の所定の保険料については所得税法・地方税法上の「生命保険料控除（介護医療保険料控除）」の対象になります。（令和2年12月現在）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。
- ・この制度は解約のお申出がない限り、中学校卒業まで自動的に継続されます。
- ・県外に転出された方および福島県PTA連合会に加盟していない小・中学校に転校または進学された場合は解約となりますので、取扱代理店までご連絡ください。
- ・このパンフレットは保険の概要を説明したものです。ご不明な点については引受保険会社にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

もしも事故が起こったら…

すみやかに下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

0120-693-261

通話料
無料

まごころ健康ダイヤルサービス【通話料・相談料無料】 全てのプランで、ご家族全員がご利用できます。

- 1 健康・介護相談** 24時間365日
お子さまの急な発熱や、ケガの応急処置をはじめ、さまざまなご相談に専門スタッフが応えます。
- 2 年金相談** 毎週火・水・木曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
公的年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。
- 3 税務相談** 毎週水曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。
- 4 法律相談** 毎週水曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。

※②～④の年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行います。ご予約で一杯になり、お断りすることもありますので、早めのお電話をお願いします。
※本サービスの電話番号は引受保険会社から発行される加入者証にてご確認ください。
新たにご加入いただいた方のご利用開始は加入者証の到着後となります。



令和3年度 福島県 PTA ふくしまっ子こども総合補償制度
＜小・中学生総合補償制度＞
重要事項説明書および健康状態告知確認書

※保険のご加入にあたって大切なことが記載されていますので、ご加入される前に必ずお読みいただき、補償期間終了まで大切に保管してください。

B・C・Dプラン

「重要事項説明書」 . . . P 9

Aプラン

「重要事項説明書」 . . . P 11

「健康状態告知確認書」 . . . P 13

共通

「ご加入内容の確認事項」 . . . P 14

安心生活総合補償保険（普傷型）にご加入いただくお客さまへ

重要事項説明書（団体契約用）

- この書面では、傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、団体（福島県PTA連合会）をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。被保険者が保険料のご負担をされる場合には、団体（ご契約者）が各被保険者からのご負担額をとりまとめ、団体（ご契約者）から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

■安心生活総合補償保険（普傷型）

急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをしたときに保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注) 1 保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約（補償）>

■安心生活総合補償保険

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
日常生活個人賠償責任補償特約	普通傷害保険 賠償責任補償特約
育英費用補償特約	子ども総合保険 育英費用補償条項
携行品損害補償	個人用火災総合保険 携行品損害特約
被害事故補償特約	普通傷害保険 被害事故補償特約
救護者費用等補償	安心生活総合補償保険（家傷型） 救護者費用等補償

(7) 保険金額の設定等 **契約概要**

お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 **注意喚起情報**

この保険の保険期間は、原則として1年です。保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(9) 加入可能口数 **契約概要**

小・中学生総合補償制度のご加入は、お一人様一口のみが限度となります。なお、一口を超えて加入された場合、加入限度口数までご契約を解約いただきますが、そのご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料については返れい金として返還します。

(10) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(11) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、一時払となります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(12) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に漏れや誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- 被保険者の職業・職種
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1)通知義務等

注意喚起情報

ご加入後に通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは、加入依頼書において☆印がついている項目のことです。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■通知事項

- 被保険者が職業・職種を変更した場合
- 被保険者が新たに職業に就いた場合
- 被保険者が職業をやめた場合

(2)脱退時の返れい金

契約概要

注意喚起情報

団体契約から脱退される場合、保険は終了となります。取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(3)被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険を解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1)保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2)個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびそのグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の「保険料口座振替日」にご指定いただいた口座から引き落とされます。口座振替日に引き落とされなかった場合は、翌月27日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に、口座に再請求されます。なお、2度の口座請求にて保険料の引き落としができない場合は、お申込は無効となります（お届けした加入者証も無効となります。）のでご注意ください。

(4)重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(5)ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(6)事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

(7)福島県外に転出された場合など

福島県外に転出された方および福島県PTA連合会に加入していない小・中学校に転校または進学された場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情・各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店または下記までご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
0120-693-261（通話料無料）

指定紛争解決機関

注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル-通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

安心生活総合補償保険（普傷型）・医療保険（1年契約用）にご加入いただくお客さまへ

重要事項説明書（団体契約用）

- この書面では、安心生活総合補償保険（普傷型）および医療保険（1年契約用）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要

→ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

→ ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、団体（福島県PTA連合会）をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。被保険者が保険料のご負担をされる場合には、団体（ご契約者）が各被保険者からのご負担額をとりまとめ、団体（ご契約者）から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み

契約概要

① 安心生活総合補償保険（普傷型）

この保険は、普通傷害保険に安心生活総合補償特約をセットした保険で、急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされたときに加え、日常生活を取り巻くさまざまなリスクを総合的に補償します。

② 医療保険（1年契約用）

この保険は、病気またはケガにより入院または手術を受けたときや、病気により放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲

契約概要

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要

契約概要

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注) 1 保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約（補償）>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
日常生活個人賠償責任補償特約	普通傷害保険 賠償責任補償特約
育英費用補償特約	こども総合保険 育英費用補償条項
携行品損害補償	個人用火災総合保険 携行品損害特約
被害事故補償特約	普通傷害保険 被害事故補償特約

(7) 保険金額の設定

契約概要

お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

この保険の保険期間は1年です。保険期間の中途でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(9) 加入可能口数

契約概要

小・中学生総合補償制度のご加入は、お一人様一口のみが限度となります。なお、一口を超えて加入された場合、加入限度口数までご契約を解約いただきますが、そのご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料については返れい金として返還します。

(10) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険金額、満年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(11) 保険料の払込方法等

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、一時払となります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(12) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に漏れや誤りがないよう十分ご注意ください。

<安心生活総合補償保険（普傷型）>

■告知事項

- 被保険者の職業・職種
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

<医療保険（1年契約用）>

■告知事項

- 被保険者本人^(注)の職業・職種
 - 被保険者^(注)の生年月日・満年齢
 - 「健康状態告知書」の質問事項
 - 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
- (注) 加入依頼書の被保険者本人欄に記載の方をいいます（以下同様とします）。

■健康状態告知について

- ① 新たにご加入いただく方、または継続加入でご契約金額を増額するなど補償範囲を拡大する方は「健康状態告知書」にご回答いただきます。「健康状態告知書」には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。
- ② 「健康状態告知書」の回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知したことにはなりません。必ず加入依頼（申込）書等の「健康状態告知」欄にご記入いただきますようお願いいたします。
- ③ 「健康状態告知書」の回答内容によってはご加入をお断り

させていただくことがあります。

(2)クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3)「現在ご加入の保険の脱退を前提とした新たな保険加入」をご検討の場合のご注意 **注意喚起情報**

現在ご加入の保険を脱退し、新たにお申込みになる場合につきましても、通常の新規のご加入時と同様に告知義務があります。傷病歴等がある場合は、新たにご加入ができなかったり、その告知がなかったために解除となることがあります。新たにご加入した保険の補償期間の開始日より前に原因が生じていた病気やケガについては、新たな保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の脱退日以降は、脱退日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1)通知義務等 **注意喚起情報**

ご加入後に通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは、加入依頼書において☆印がついている項目のことです。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。〈安心生活総合補償保険（普傷型）〉

■通知事項

- 被保険者が職業・職種を変更した場合
- 被保険者が新たに職業に就いた場合
- 被保険者が職業をやめた場合

(2)脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退される場合、保険は終了となります。取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(3)被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1)保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

(2)個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびそのグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請

求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の「保険料口座振替日」にご指定いただいた口座から引き落とされます。口座振替日に引き落とされなかった場合は、翌月27日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に、口座に再請求されます。なお、2度の口座請求にて保険料の引き落としができない場合は、お申込は無効となります（お届けした加入者証も無効となります。）のでご注意ください。

(4)重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(5)ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(6)保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合は、すみやかに共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

(7)福島県外に転出された場合など

福島県外に転出された方および福島県PTA連合会に加入していない小・中学校に転校または進学された場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情・各種手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

すみやかに共栄火災営業店または下記までご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
0120-693-261（通話料無料）

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル通話料有料]
[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

健康状態告知確認書

～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

1. 告知の重要性について

- 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

2. 健康状態告知欄にはありのままを告知（ご記入）ください

- ご加入にあたっては、「健康状態等に関するご質問」（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。
- 書面にてご回答いただいたことが告知となります。契約者または弊社社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人（満15歳未満のときは親権者）が、健康状態告知欄にご回答ください。なお、親権者がいない場合には、後見人（未成年後見人）の方が健康状態告知欄にご回答ください。

3. 正しく告知いただかなかった場合の取扱い

- 「健康状態等に関するご質問」について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、弊社は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。この場合、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

4. 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

- 弊社では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っており、「健康状態等に関するご質問」のご回答内容等により、Aプランへのご加入をお断りすることがございます。

5. 告知いただいた内容の弊社による確認について

- 弊社社員または弊社が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6. 保険責任の開始期前の発病等の取扱い

- ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を保険責任の開始期といいます。正しく告知をいただいた場合でも、保険責任の開始期前に発病した病気については、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日が最初の保険契約の保険責任の開始期からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

7. 「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入」をご検討の場合のご注意

- 現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。
- 新たにご加入される保険責任の開始期前に発病した病気については、新たにご加入の保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に発病した病気であっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

(※) この書面による説明および「健康状態等に関するご質問」にご不明な点がございましたら、どのようなことでも共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入をお申込みいただきますようお願い申し上げます。

(※) ご加入者様より、被保険者となられるお子様へこの確認書に記載された内容をお伝えください。

(※) この「健康状態告知確認書」は、ご加入のお申し込み後に送付させていただき加入者証と一緒に大切に保管してください。

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、共栄火災までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
 - 保険金額（ご契約金額・契約タイプ等）
 - 保険期間（ご契約期間）
 - 保険料・お支払方法（払込方法）
 - 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
- 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。（Aプランの場合）
- 加入依頼書の記載内容（被保険者の『氏名』・『満年齢』・『性別』・『職業・職種』等）に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。
- 最終的にご選択いただいたご加入内容が当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

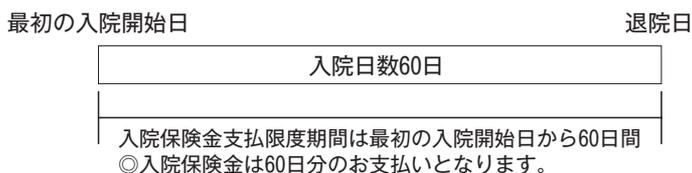
お申込みいただいた後には...

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

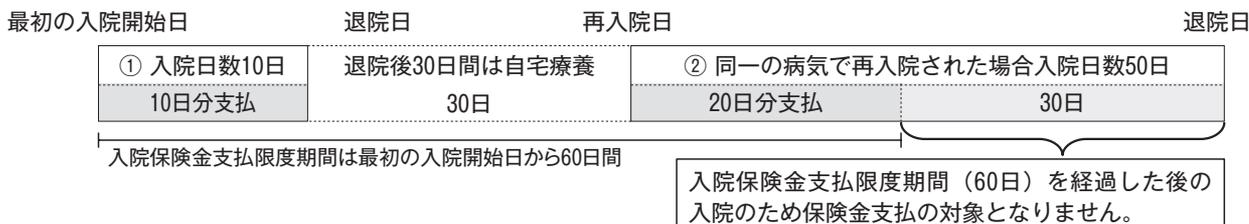
この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

※医療保険（1年契約用）の入院保険金支払限度期間について **お支払い例**（入院保険金支払限度期間60日の場合）

【例1】 継続して60日入院し退院されたとき



【例2】 継続して10日入院し退院、退院後30日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して50日入院されたとき



◎入院日数の合計は60日ですが、入院保険金支払限度期間が60日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の10日分+②再入院日数の20日分（50日-30日）=合計30日分」のお支払いとなります。

お手続き方法

1 まずはプランをお選びください。

Aプラン・Bプラン・Cプラン・Dプランの中からご加入のプランをお選びください。詳細は補償内容一覧をご参照ください。

福島県PTA連合会に加盟している小・中学校に在籍する児童・生徒が加入することができます。
(おひとりにつき1口のみ加入となります。)

2 新規加入の方は、加入依頼書にご記入ください。

同封の加入依頼書(兼 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書)に必要事項をご記入の上、金融機関お届け印を押印ください。

ご記入に際しましては以下の点に十分ご注意ください

1. 学校名は略称でなく正確にご記入ください。(例: 福島市立福島第一小学校)
2. お名前には必ずフリガナをお願いします。
3. 保険料振替のご指定口座は預貯金通帳に記載されている口座番号等をご確認の上、正確にご記入ください。
4. ご記入の際、訂正箇所には必ず訂正印を押印ください。
5. Aプランにご加入される場合は必ず「健康状態告知」欄にご記入ください。
6. 「他の保険契約」欄は、告知事項となります。必ずご記入ください。

※ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。告知事項について事実と相違している場合には保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。

※健康状態等に関するご質問への回答(健康状態告知)は、被保険者の親権者または保護者にしていただきます。保護者とは未成年後見人、保佐人、補助人のいずれかをいいます。

3 返信封筒にてご郵送ください。

学校では受付できません。

専用封筒(このパンフレットと同封の封筒)にてご返送ください。

4 ご指定の口座から保険料が引き落とされます。

本制度の保険料は加入依頼書でご指定いただいた口座から引き落としされます。(口座引落し以外のお取扱いはできません。)

〈引落口座について〉

- ① 口座引き落としの際、預金通帳には「ケンPTAホケン」と印字されますので予めご了承ください。(金融機関のシステム上の理由により「三菱UFJニコス」等と印字される場合があります。)
- ② 口座引き落とし日に、引き落とされなかった場合は、翌月の27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に、口座に再請求されます。なお、2度の口座請求にて、引き落としができなかった場合には、お申込みは無効となります。

5 加入者証が送付されます。

加入者証は4月1日加入(申込締切3月15日)の場合、5月下旬頃送付いたします。

ただし、上記④②の場合で2度の口座請求にて引き落としができなかった場合には、送付した加入者証は無効となります。

※申込締切日(消印有効)、補償期間、加入者証送付時期、保険料口座振替日については下欄の「お申込締切日と補償期間」にてご確認ください。

お申込締切日と補償期間

申込締切日(消印有効)	補償期間	加入者証送付時期	保険料口座振替日
3月15日	令和3年4月1日～令和4年4月1日(1年間)	5月下旬	5月27日

※この制度は福島県PTA連合会を保険契約者とし、連合会所属の小・中学校の児童・生徒を被保険者とする団体制度です。福島県PTA連合会が本制度を案内し、申込締切日(消印有効)までに送付された加入依頼書を取りまとめ引受保険会社と保険契約を締結いたします。また、引受保険会社は、受付した加入依頼書の内容確認を行った上で加入者証を作成し発送いたします。つきましては、お客様個人でご契約されている保険とは契約形態が異なるため、加入者証ご到着まで時間を要しますが、上記のスケジュールにて運用させていただきますことをご了承ください。

お申込締切日以降の加入の受付について

申込締切日以降もご加入いただけますので、ご希望の場合は取扱代理店までご連絡ください。

お申込日に応じた補償期間と保険料をご案内いたします。

なお、最終の申込締切日は令和3年10月15日(消印有効)となります。

◆お問い合わせは

◆取扱代理店

ジェイアイシーセントラル株式会社 福島スクールセンター
TEL:0120-049-300

〒960-8031 福島市栄町7-25 斎藤胃腸科ビル4階

◆引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社 東北支店 福島支社
TEL:024-554-3006

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1(JA福島ビル)